

紀要『社会システム研究』投稿規程

(目的)

第1条

1. 本紀要は、立命館大学社会システム研究所（以下、「本研究所」という。）における研究活動を発展させることを目的とする。

(執筆者の資格)

第2条

1. 査読論文等の執筆者は、本学の教職員（非常勤も含む）、ポストドクトラルフェローまたは本研究所プロジェクトメンバー（客員研究員を含む）、及び大学院生。原則として、本学大学院生の単著の場合は本学専任教員の推薦を要するものとし、学外研究者の投稿も認める。
2. 紀要編集委員会は、第1条に定める目的を達成するため必要に応じて学内外の研究者に投稿を依頼することができる。

(投稿論文等)

第3条

1. 投稿論文等は、第1条に定める目的にあった研究成果を報告するものであり、その研究目的と結論が明確に示されていなければならない。投稿論文等は、他に刊行済み、または投稿中でないものに限る。
2. 投稿論文等は、原則『社会システム研究』執筆要領に従う。
3. 投稿論文等は、完成原稿での提出とする。

(投稿論文等の受理)

第4条

1. 投稿論文等の受理は、掲載区分に見合った審査結果に基づき紀要編集委員会で決定する。
2. 紀要編集委員会は投稿論文等の改善を要請することができる。この場合の再提出の期限は原則として1ヵ月以内とする。
3. 投稿論文等の受付日は紀要編集委員会へそれが到着した日とする。受理された論文の紀要への掲載順序は、編集委員会で諮る。

(著作権及び著作の公開)

第5条

1. 掲載された論文等の著作権は、原則として紀要編集委員会に帰属する。論文を転載する場合や著書などとして公刊する場合は、事前に紀要編集委員会の承諾を得る。
2. 『社会システム研究』に掲載された著作に関しては、紀要編集委員会の判断により、原則として執筆者の了解を得たうえで社会システム研究所が認めるホームページ等のメディアにおいて公開することができる。

(投稿の申込み)

第6条

1. 論文等の投稿は、紀要編集委員会指定の投稿申込書に記入して申込みものとする。
2. 紀要掲載の際に別刷りを規定部数以上希望する場合は、その旨を投稿申込書に記入する。

ただし、その代金は私費で支払うこととする。

(原稿の提出)

第7条

1. 投稿論文等は、原稿3部を紀要編集委員長宛に提出する。

(最終原稿の提出)

第8条

1. 受理済の最終提出論文等の原稿については、原稿1部とともに、使用機種、ソフトウェアおよびそのバージョンを記した電子媒体を紀要編集委員長あてに提出するものとする。
2. 執筆者による校正は原則2回とする。
3. 執筆者には、紀要2冊、抜刷30冊を贈呈する。

(査読)

第9条

1. 紀要編集委員会は、第4条1項に定める審査に伴い、学内外の専門家に査読を依頼することができる。
2. 紀要編集委員会は、前項において査読を依頼した場合、査読者に対し別表1のとおり査読料を支払うことができる。

(翻訳・校閲)

第10条

1. 紀要編集委員会が必要と判断した場合、投稿論文の翻訳および校閲を行うことができる。
2. 紀要編集委員会は、前項において翻訳および校閲を行った場合、別表2に定める額を上限として必要な経費を支出することができる。